



CCSBT-CC/1410/08

Draft Revised Minimum Performance Requirements (Compliance Policy 1) 最低履行要件（遵守政策 1）改正案

Introduction and Background

序論及び背景

The Secretariat has reviewed the existing Minimum Performance Requirements policy and notes that sections 1.2, 6.4 and 6.5 of this policy are now outdated. These sections do not reflect the current requirement that Members each submit one consolidated annual National Report to the Compliance Committee (CC) and Extended Commission (EC), instead of a Compliance Action Plan (CAP), as agreed at the Seventh Meeting of the Compliance Committee.

事務局は、既存の最低履行要件をレビューし、政策のセクション 1.2、6.4 及び 6.5 が現時点で失効していることに留意している。これらのセクションは、遵守委員会（CC）及び拡大委員会（EC）に対して一つの統合版年次国別報告書（遵守行動計画（CAP）に替わるものとして、第 7 回遵守委員会会合において合意）を各メンバーが提出することとしている現在の要件を反映していない。

Therefore, the Secretariat has prepared revised drafts of sections 1.2 (Compliance Action Plans), 6.4 (National Report to the Extended Commission) and 6.5 (Annual Reporting of the Compliance Committee) of the Minimum Performance Requirements (MPRs) in order to reflect this change. These are provided for Members' consideration at **Attachments A, B and C**.

このため事務局は、この変更を反映するための最低履行要件（MPR）のセクション 1.2（遵守行動計画）、6.4（拡大委員会への国別報告）及び 6.5（遵守委員会への年次報告）の改正案を作成し、メンバーの検討に付するため別紙 **A、B 及び C** に示した。

遵守行動計画（年次国別報告書にかかる要素を含む）に関する最低履行要件改正案

別添 1. 最低履行要件

この別添は、メンバーが各保存管理措置に関連する義務を履行するための最低履行要件について規定している。かかる保存管理措置は、以下のグループに分類される。

- 1 漁獲管理措置
- 2 許可措置
- 3 MSC 措置
- 4 科学的措置
- 5 生態学的関連種に関する措置
- 6 定期的報告措置

1. 漁獲管理措置

このセクションは、以下の措置に関連する義務についての最低履行要件を規定している。

- 国別配分の遵守（1.1）
- 遵守行動計画（1.2）

[ここに、現時点で採択されている MPR の文言により、セクション 1.1 国別配分の遵守（決定）が続く。]

1.2 遵守行動計画

名称: a) 保存管理措置の遵守の確保のための行動計画に関する決議、及び

b) CC7 報告書パラグラフ 26 (及び別紙 5) : CC7 で合意され、CCSBT19 で採択された、年次報告書のための新たな統合版テンプレートの採択にかかる決定

リンク: a) http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Resolution_ComplianceActionPlans.pdf

b) http://www.ccsbt.org/userfiles/file/templates/jp_Annual_CC-EC_Reporting_Template.doc

注: ~~この決議のうち、過去の日程的な事項については、義務として列挙していない。~~ 第 5 回遵守委員会会合は以下に合意した:

「遵守行動計画には、有益な情報源が含まれている。同計画の詳細は改善され続けられるべきであり、また同計画は更新され、今後の遵守委員会に提出されるべきである。」それにもかかわらず、行動計画に関する決議パラグラフ 1 及び 5 は、これらのパラグラフの内容は既に達成されており最早適用されないことから、以下に義務として列記されていない。行動計画決議におけるいくつかの報告事項は、年次報告のための統合テンプレートにより置き換えられている。このため、いくつかの義務では年次報告書に言及している。

1.2 遵守行動計画	
義務	最低履行要件
<p>i. 遠洋はえ縄漁船を持つメンバーは、少なくとも次の 3 つの分野において改善を図ることを <u>国別報告書行動計画</u> に明記するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● SBT の転載に対する寄港国検査 <ul style="list-style-type: none"> ➤ メンバーは、SBT の転載を行う外地港を指定し、それ以外の外地港での転載を禁じ、効果的な検査に必要な関連情報を共有するためこのような指定港の国と情報交換をしなければならない。 ● 漁獲努力量の 10% をカバーする乗船科学オブザーバーを通じた漁獲データの確認。 ● メンバー及び CNM の当局による自国船籍船に対する実際の漁獲物検査。 ● 上記の措置は、いずれも合法的な SBT の商業取引を阻 	<p><u>1. この義務に関連して、年次国別報告書テンプレートのセクション II (3)(b)、II (4)(b) 及び II (5)(b) が完成されなければならない。</u></p> <p><u>また、以下の年次国別報告書テンプレートにおける以下のセクションも完成されなければならない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>セクション I (1) : 今漁期に実施した MCS 改善事項の詳細を記入すること。</u> ● <u>セクション I (2) : 今後の漁期に予定されている MCS 改善事項及びその実施予定日を記入すること。</u> ● <u>セクション II (1)(d) - 科学オブザーバー (vii) : その他関連する情報 (改善計画、特に、カバー率を努力量の 10% にするための手段を含む)</u>

1.2 遵守行動計画

義務	最低履行要件
<p>害しない方法で実施しなければならない。</p>	<p>1. 遵守行動計画は、以下のとおり規定しなければならない。</p> <p>a. 自国船が SBT の転載又は水揚げを行うことが認められている外地港を特定する</p> <p>b. それ以外の外地港での転載又は水揚げを禁止する</p> <p>c. 次に掲げる地点での検査要件を特定する</p> <p>i. 国内港</p> <p>ii. 指定外地港</p> <p>d. 効果的な検査を可能とするべく、漁獲物の検査方法及び指定外地港のある寄港国に伝達する情報の内容を詳細に規定する（セクション 3.1(D)xx xxii の確認に関する履行要件を参照）</p> <p>e.a. 科学オブザーバーによる努力量の 10% のオブザーバーカバー率を確保することによって漁獲量の確認を支援する</p>
<p>ii. SBT を蓄養するメンバーは、いけすに移送する SBT の 10% を監視するため、ステレオビデオシステムによる商業ベースの調査を 2011 年漁期に実施し、同システムが有効であると認められれば、継続的な監視のためのシステムとして次期以降もこれを採用するものとする。</p>	<p>1. いけすに移送する SBT を監視するためのステレオビデオモニタリング技術の実施が予算上可能であることが判明した場合には、これを採用する。</p> <p>2. 当該監視結果が、科学委員会及び遵守委員会等関連する CCSBT 会合に報告されなければならない。</p>

Revised Minimum Performance Requirements for Annual Reporting to the Extended Commission

拡大委員会への年次報告に関する最低履行要件改正案

6.4 拡大委員会への国別報告（決定）

名称: 委員会年次会合のための漁業の年次レビュー

リンク:

注: このレビューは拡大委員会の直前に開催される遵守委員会に提出されなければならない。

6.4 拡大委員会への国別報告	
義務	最低履行要件
i. 各メンバーは、拡大委員会年次会合の前に、漁業の年次レビューのための合意された年次国別報告書テンプレート書式に従って、これを提出しなければならない。 (別紙A) ¹⁵ 。	1. 報告書は、 {修正され、合意された} テンプレートの各セクションへの回答とともに、電子的な手段によって、遅くとも遵守委員会年次会合（拡大委員会年次会合の直前に開催される）の4週間前までに、事務局長に提出する。

¹⁵ 報告書テンプレートは以下のリンクから入手可能：http://www.ccsbt.org/userfiles/file/templates/jp_Annual_CC-EC_Reporting_Template.doc この政策が最終化された段階で、別紙A及びBがレビューされ、差し替えられる予定。年次レビュー及び遵守行動計画は、単一の報告書に置き換わる。新しい報告書のフォーマットは、既存の遵守行動計画テンプレートを充実させたものとすべきである。事務局は、この政策の最終的な決定に基づき、かかる報告用のテンプレートを改正する。

遵守委員会への年次報告に関する最低履行要件改正案

6.5 遵守委員会への年次報告（一連の決定/決議/勧告）

名称: 遵守委員会及び拡大委員会に提出する年次報告書のテンプレート¹⁶これは、~~遵守委員会（CC）への報告要件を編成したものであるため、公式な名称はない。~~

リンク: 以下にこの措置に含まれる関連する義務の根拠を示す。

- i. 遵守委員会付託事項の手續規則 10
http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/basic_documents/jp_terms_of_reference_for_subsidary_bodies.pdf
- ii. ~~CC5 報告書~~ パラグラフ 7 (f) CC7 報告書 パラグラフ 26（及び別紙 5）
~~http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/meetings/meeting_reports/ccsbt_17/jp_report_of_CC5.pdf~~
http://www.ccsbt.org/userfiles/file/templates/jp_Annual_CC-EC_Reporting_Template.doc
- iii. CCSBT 漁船監視システムの創設に関する決議 パラグラフ 3 (a)
http://www.ccsbt.org/docs/pdf/about_the_commission/Resolution_VMS.pdf
- iv. 大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議 パラグラフ 18
http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Transhipment%20resolution.pdf
- v. みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための勧告 パラグラフ 4
http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Recommendation%20on%20ERS.pdf
- vi. EC20 報告書 パラグラフ 66（国別配分量に帰属する漁獲量）
http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/meetings/meeting_reports/ccsbt_20/jp_Report_of_CCSBT20.pdf
- vii. CC7 報告書 パラグラフ 25（及び別紙 5）
http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/meetings/meeting_reports/ccsbt_19/jp_report_of_CC7.pdf

¹⁶報告書テンプレートは以下のリンクから入手可能：http://www.ccsbt.org/userfiles/file/templates/jp_Annual_CC-EC_Reporting_Template.doc

6.5 遵守委員会への年次報告

義務	最低履行要件
<p>i. 各メンバーは、漁業の年次レビュー遵守委員会 (CC) 及び拡大委員会 (EC) に提出する報告書のための合意された CC 及び EC に提出する年次報告書のテンプレート¹⁶書式 (別紙 A)¹³に従って、遵守委員会会合の開催 4 週間前に、上記の年次レビューを提出しなければならない。</p>	<p>1. 報告書は、電子的な手段によって、遅くとも遵守委員会年次会合の 4 週間前までに、事務局長に提出される。<u>いかなるセクションも空欄のままとしてはならない。要請されている情報が収集されていない場合には、当該セクションを空欄とするのではなく、その旨明記しなければならない。同様に、特定の漁業に対して適当でないセクションについても、空欄にせず、その旨明記しなければならない。</u></p>
<p>ii. 各メンバーは、自国の<u>遵守行動計画遵守委員会及び拡大委員会に提出する報告書¹⁶</u>の詳細を改善し続けなければならない、かかる<u>計画報告書</u>は最新化され、その後の遵守委員会年次会合に提出されなければならない。<u>同計画のための合意されたテンプレートは、別紙 B²のとおり。</u></p>	
<p>iii. メンバーは、遵守委員会の前に、VMS に関する概要報告を提供しなければならない。<u>同報告のための合意された書式は、別紙 B¹³のセクション III (1)のとおり。</u></p>	<p>1. <u>年次国別報告書テンプレート¹⁶のセクション II (1)(d) : VMS を完成する報告書は、電子的な手段によって、遅くとも遵守委員会年次会合の 4 週間前までに、事務局長に提出される。</u></p>

²~~この政策が最終化された段階で、別紙 A 及び B がレビューされ、差し替えられる予定。~~

6.5 遵守委員会への年次報告

義務	最低履行要件
<p>iv. メンバーは、委員会年次会合の4週間前に、事務局長に対して、以下に掲げる内容について報告しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 前年漁期の SBT 転載数量 ○ 前年漁期に転載を行った CCSBT 許可船リストに登録されている LSTLVs のリスト ○ LSTLVs から転載物を受けた運搬船に配乗されたオブザーバーの報告に関する内容及び結果を評価する包括的な報告書 	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>年次国別報告書テンプレート¹⁶のセクション II (3)(a) i-ii を完成する情報及び報告書は、電子的な手段によって、遅くとも遵守委員会会合の4週間前までに事務局長に提出される。</u> 2. 前暦年の報告書には以下を含めなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> a. SBT 転載数量 b. 転載を行った、CCSBT 許可船舶リストに登録されている LSTLVs のリスト c. 受領したオブザーバー報告書の分析（運搬船に配乗されたオブザーバーからの報告の内容及び結果の評価を含む）
<p>v. メンバーは、みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための勧告のパラグラフ 1、2 及び 3 に従ってとった行為について、遵守委員会に対し、毎年報告する。これら3つのパラグラフは、別紙 B のセクション III (3)のとおり。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>年次国別報告書テンプレート¹⁶のセクション III (2)(a) - (c)を完成する報告書は、電子的な手段によって、遅くとも遵守委員会年次会合の4週間前までに、事務局長に提出される。</u>
<p>vi. <u>メンバーは、全ての死亡要因を含めることの重要性を考慮した国別配分量に帰属する SBT 漁獲量の共通の定義の策定に関して、その導入スケジュール及び導入の進捗状況の詳細を毎年報告するものとする。</u></p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>年次国別報告書テンプレート¹⁶のセクション I (3)を完成する。</u>
<p>vii. <u>メンバーは、遊漁及び投棄を含む全ての死亡要因にかかる最良の推定値を毎年報告するものとする。</u></p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>年次国別報告書テンプレート¹⁶のセクション III (3)を完成する。</u>